

報告第66号

臨時代理の報告について

東広島市教育委員会教育長事務委任規則（平成20年東広島市教育委員会規則第2号）第4条第1項の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年11月26日提出

東広島市教育委員会

教育長 津 森 毅

1 臨時代理の理由

令和2年第4回東広島市議会臨時会に提案する次の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、市長から意見を求められたため、同意することについて、緊急を要し、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなかったため、臨時に代理したので、この事項について報告するものである。

2 臨時代理の内容

職員の給与に関する条例の一部改正について、特別職の職員等の給与、旅費等に関する条例の一部改正について、東広島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

3 臨時代理年月日

令和2年11月11日

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

東広島市教育委員会教育長事務委任規則

第4条 法第25条第1項に基づき、教育長は、法第25条第2項各号及び第1条各号に掲げる事務について、緊急を要する事案で、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、又は当該会議が成立しないときは、当該事務を臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に代理したときは、その事項を次の教育委員会の会議に報告しなければならない。

議案第209号

職員の給与に関する条例の一部改正について

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年11月18日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 職員の給与に関する条例（昭和49年東広島市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「（規則で定める職員にあつては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの）」を削る。

第13条第2項第2号ただし書中「、任期付短時間勤務職員及びフルタイム会計年度任用職員」を「及び任期付短時間勤務職員」に改め、「その他の任用の事情」を削る。

第23条第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第23条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第6条第3項及び第13条第2項第2号ただし書の改正規定 公布の日
- (2) 第2条の規定 令和3年4月1日

(提案理由)

国家公務員の一般職の職員の給与の改定に合わせて、本市職員の給与の改定を行うとともに、所要の規定の整理を行うため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第204条

- ② 普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（一略一）、へき地手当（一略一）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（一略一）又は退職手当を支給することができる。
- ③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

地方公務員法（昭和25年法律第261号）

第24条

- 5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

議案第209号

職員の給与に関する条例の一部改正について

(総務部職員課)

1 改正の理由

国家公務員の一般職の職員の給与の改定に合わせて、本市職員の給与の改定を行うとともに、所要の規定の整理を行おうとするものである。

2 改正の内容

令和2年12月及び令和3年度以降に職員（会計年度任用職員を含み、再任用職員を除く。）に支給する期末手当の支給率を次のように改定する。（第1条、第2条関係）

支給月	現 行	改 正	
		令和2年度	令和3年度以降
6月	1.30月分	1.30月分	1.275月分
12月	1.30月分	1.25月分	1.275月分

3 施行期日

- (1) 令和2年12月に支給する期末手当に関する規定 令和2年12月1日
- (2) 令和3年度以後に支給する期末手当に関する規定 令和3年4月1日
- (3) その他の規定 公布の日

(根拠法令)

地方自治法

第204条

- ② 普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（一略一）、へき地手当（一略一）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒

冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（一略一）又は退職手当を支給することができる。

- ③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

地方公務員法

第24条

- 5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

議案第210号

特別職の職員等の給与、旅費等に関する条例の一部改正について

特別職の職員等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年11月18日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

特別職の職員等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員等の給与、旅費等に関する条例（平成元年東広島市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の225」を「100分の220」に改める。

第2条 特別職の職員等の給与、旅費等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の220」を「100分の222.5」に改める。

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

(提案理由)

一般職の職員の給与の改定に合わせて、市議会議員並びに市長、副市長及び教育長の期末手当の支給率の改定を行うため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第203条

- ③ 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。
- ④ 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

第204条

- ② 普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特種勤務手当（一略一）、へき地手当（一略一）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（一略一）又は退職手当を支給することができる。
- ③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

議案第210号

特別職の職員等の給与、旅費等に関する条例の一部改正について

(総務部職員課)

1 改正の理由

一般職の職員の給与の改定に合わせて、市議会議員並びに市長、副市長及び教育長の期末手当の支給率の改定を行おうとするものである。

2 改正の内容

令和2年12月及び令和3年度以後に支給する期末手当の支給率を次のように改定する。(第1条、第2条関係)

支給月	現 行	改 正	
		令和2年度	令和3年度以後
6月	2.25月分	2.25月分	2.225月分
12月	2.25月分	2.20月分	2.225月分

3 施行期日

- (1) 令和2年12月に支給する期末手当に関する規定 令和2年12月1日
- (2) 令和3年度以後に支給する期末手当に関する規定 令和3年4月1日

(根拠法令)

地方自治法

第203条

- ③ 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。
- ④ 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

第204条

- ② 普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、扶養手当、地域手当、住居手

当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（一略一）、へき地手当（一略一）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（一略一）又は退職手当を支給することができる。

- ③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

議案第211号

東広島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

東広島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年11月18日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する
条例

第1条 東広島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成26年東広島市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第2条 東広島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

(提案理由)

国家公務員の一般職の職員の給与の改定に合わせて、一般職の任期付職員の給与の改定を行うため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第204条

- ② 普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（一略一）、へき地手当（一略一）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（一略一）又は退職手当を支給することができる。
- ③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

地方公務員法（昭和25年法律第261号）

第24条

- 5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

議案第211号

東広島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

(総務部職員課)

1 改正の理由

国家公務員の一般職の職員の給与の改定に合わせて、一般職の任期付職員の給与の改定を行おうとするものである。

2 改正の内容

令和2年12月及び令和3年度以後に支給する期末手当の支給率を次のように改定する。(第1条、第2条関係)

支給月	現 行	改 正	
		令和2年度	令和3年度以後
6月	1.70月分	1.70月分	1.675月分
12月	1.70月分	1.65月分	1.675月分

3 施行期日

- (1) 令和2年12月に支給する期末手当に関する規定 令和2年12月1日
- (2) 令和3年度以後に支給する期末手当に関する規定 令和3年4月1日

(根拠法令)

地方自治法

第204条

- ② 普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤手当(一略一)、へき地手当(一略一)、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特

別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（一略）又は退職手当を支給することができる。

- ③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

地方公務員法

第24条

- 5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

職員の給与に関する条例（昭和49年条例第11号）新旧対照表

新	旧
<p>【第1条関係】 (昇給の基準)</p> <p>第6条 3 55歳</p> <p>_____を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給(管理又は監督の地位にある職員のうち規則で定めるものにあつては、3号給)」とあるのは、「2号給」とする。 (通勤手当)</p> <p>第13条 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (2) 前項第2号に掲げる職員 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員にあつては2,000円、(一略)使用距離が片道60キロメートル以上である職員にあつては11,100円(一略一)。ただし、再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数_____を考慮して規則で定める職員にあつては、それらの額から、それらの額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。 (期末手当)</p> <p>第23条 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 6か月 100分の100 (2) 5か月以上6か月未満 100分の80 (3) 3か月以上5か月未満 100分の60 (4) 3か月未満 100分の30 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。</p>	<p>【第1条関係】 (昇給の基準)</p> <p>第6条 3 55歳(規則で定める職員にあつては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの)を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給(管理又は監督の地位にある職員のうち規則で定めるものにあつては、3号給)」とあるのは、「2号給」とする。 (通勤手当)</p> <p>第13条 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (2) 前項第2号に掲げる職員 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員にあつては2,000円、(一略)使用距離が片道60キロメートル以上である職員にあつては11,100円(一略一)。ただし、再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等、任期付短時間勤務職員及びフルタイム会計年度任用職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数<u>その他の任用の事情</u>を考慮して規則で定める職員にあつては、それらの額から、それらの額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。 (期末手当)</p> <p>第23条 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 6か月 100分の100 (2) 5か月以上6か月未満 100分の80 (3) 3か月以上5か月未満 100分の60 (4) 3か月未満 100分の30 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。</p>

職員の給与に関する条例（昭和49年条例第11号）新旧対照表

新	旧
<p>【第2条関係】 (期末手当)</p> <p>第23条 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 6か月 100分の100 (2) 5か月以上6か月未満 100分の80 (3) 3か月以上5か月未満 100分の60 (4) 3か月未満 100分の30 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。</p>	<p>【第2条関係】 (期末手当)</p> <p>第23条 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 6か月 100分の100 (2) 5か月以上6か月未満 100分の80 (3) 3か月以上5か月未満 100分の60 (4) 3か月未満 100分の30 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。</p>

特別職の職員等の給与、旅費等に関する条例（平成元年条例第5号）

新	旧
<p>【第1条関係】 (期末手当)</p> <p>第4条</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の220</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6か月 100分の100 (2) 5か月以上6か月未満 100分の80 (3) 3か月以上5か月未満 100分の60 (4) 3か月未満 100分の30</p> <p>【第2条関係】</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>【第1条関係】 (期末手当)</p> <p>第4条</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の225</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6か月 100分の100 (2) 5か月以上6か月未満 100分の80 (3) 3か月以上5か月未満 100分の60 (4) 3か月未満 100分の30</p> <p>【第2条関係】</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の220</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>

東広島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成26年条例第4号）新旧対照表

新	旧
<p>【第1条関係】 (給与条例等の適用除外等)</p> <p>第8条</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第22条の2第1項及び第23条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び東広島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成26年東広島市条例第4号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第22条の2第1項中「規則で定める職員」とあるのは「規則で定める職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第23条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p> <p>【第2条関係】 (給与条例等の適用除外等)</p> <p>第8条</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第22条の2第1項及び第23条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び東広島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成26年東広島市条例第4号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第22条の2第1項中「規則で定める職員」とあるのは「規則で定める職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第23条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p>	<p>【第1条関係】 (給与条例等の適用除外等)</p> <p>第8条</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第22条の2第1項及び第23条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び東広島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成26年東広島市条例第4号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第22条の2第1項中「規則で定める職員」とあるのは「規則で定める職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第23条第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p> <p>【第2条関係】 (給与条例等の適用除外等)</p> <p>第8条</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第22条の2第1項及び第23条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び東広島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成26年東広島市条例第4号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第22条の2第1項中「規則で定める職員」とあるのは「規則で定める職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第23条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p>